

見直しの方向性は

「銀行、監督当局、金融システム」に負の影響を与えうる

一律のリスク計測手法は適切なリスク捕捉を誤らせるおそれ

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は3月24日、「信用リスク・アセットのばらつきを削減（内部モデル手法の利用の制約）」と題する市中協議文書を公表した。それに先がけ、3月4日には「オペレーショナルリスクに係る標準的手法」と題する市中協議文書が公表されている。これらの市中協議文書は、いずれも自己資本比率を計算する際の内部モデルの使用を認めない、あるいはこれまで以上に制約を課す提案であり、バーゼルⅡの目指した方向を大きく転換するものである。こうした見直しの方向性が、銀行・監督当局・金融システムにどのような影響を与えうるのかについて考察する。

PwC総合研究所
マネーシンググレイレクター

北野 淳史



バーゼル委が重視する 「三つのバランス」

バーゼル委は、2013年7月に「規制枠組み…リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランス」と題する市中協議文書を公表している。本市中協議文書では、バーゼルⅠおよびバーゼ

ルⅡ以降認められた内部モデル手法を用いたリスクアセットの計測において、銀行間に大きなばらつきがあることから、それを解消するため、標準的手法の「リスク感応度」を高める一方、内部モデル手法については「簡素さ」や「比較可能性」を高めることで全体のバランスをとる

ことが企図されている。今般示された信用リスクの内
部格付手法（IRB）の制約の強化や、オペレーショナルリスクの先進的計測手法（AMA）の廃止は、本市中協議文書の意図をふまえているはずであるが、提案内容をみる限り、必ずしもそうとはいえない側面もみられ

る。

見直しの背景にある 内部モデルへの不信任感

IRBの見直し提案では、デフォルト率が低く、実績データが少ないエクスポージャーを中心に、内部モデルを適用できるエクスポージャーが限定されて

いる。さらに、デフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）といった内部モデルのパラメータに下限（フロア）

を設けるなど、全体としてやや複雑な枠組みとなっている。また、エクスポージャーごとに採用されるリスク計測手法がバラバラになることにより、エクスポージャーごとの比較可能性は向上する一方、エクスポージャー全体を比較検証する際の複雑性がかえって増すことにもなる。

今般の見直しの直接のきっかけは、13年7月に公表された各国のIRB採用行の実務の調査結果においてリスクアセットに大きなばらつきがみられたことである。ただし、計測結果にこうしたばらつきが生じることは、バーゼルII導入時に予想されていた。実際に、規制上の自己資本比率（以下、「規制資本」）の計測にIRBを使用するためには、各国当局による承認が必要となるが、当局ごとに審査の目線が異なるほか、明確な国際合意がない部分については、その解釈が当局裁量に任されているため、国ごとの運用方法に大き

な差異がみられるケースも生じていた。

本来であれば、すでに欧州等で取り組まれているように、こうした差異は監督実務の比較を行い、運用面において改善を図ったうえで、実務が収斂したもののについてはルール化をしていくというステップを経て解決すべき問題といえる。そうした取り組みの開始が遅れたとの批判はあるものの、実務の収斂に向けた努力が足もたで行われている一方で、今般の提案のなかでは、多くのポートフォリオについてIRBの使用を認めず、AMAについては内部モデルの適用を一律に認めないこととなっている。

他方で、その他のリスクカテゴリーについてみると、マーケットリスクとデリバティブ取引の期待エクスポージャー計測については引き続き内部モデルの適用を認める一方、CVARリスクについてはAMA同様、内部モデルの適用を認めないことがあらためて提案されるなど、バーゼル委としての対応に一貫性がみられない。

こうした提案が出された背景の一つとして、監督当局によるモデルの審査・検証の限界が指摘されている。規制資本の計算にあたっては、信用リスク、オペレーショナルリスクを含め、さまざまな内部モデルの使用が認められてきたが、いずれも各国当局による承認が必要である。

内部モデルの承認には、当局側も相応のリソースを要するほか、国によっては、内部モデル採用行の数が少ないがために、ベンチマーキングが行えず、承認の目線を確立しづらいという問題も生じている。そうしたなかで、リスク計測結果の大きなばらつきがあらためて明らかになったことに加え、金融機関による内部モデルを用いたリスク管理実務の改善が十分に行われなかったケースがあったことにより、当局者間で内部モデルに対する不信感が大きく増すことになったことも、今般の提案内容の背景にあると考えられる。とくに、最も自由度の高いAMAについては、そうした不信感が他のリスクカテゴリーと比較して大きかったとみられる。

リスク管理の高度化を 停滞させるおそれ

バーゼルIIにおいて内部モデルが導入された際、その理念の一つに「ユーステスト」の考え方があった。これには、内部モデルを規制資本の計算だけではなく、内部モデルにインプットするPDやLGDといったパラメータを、金融機関の日々の内部管理においても使用することを通じて、パラメータの品質の自主的な改善を促すインセンティブを与える狙いがあった。すなわち、規制上の対応と内部管理上のリスク管理を車の両輪に位置付けることで、金融機関自身による自主的なリスク管理の向上につなげていく狙いが、バーゼルIIにはあったわけである。日本においては、おもに信用リスクの分野において、当局と金融機関の間でこうした理念が共有されるとともに、07年のバーゼルII実施以降、検査・監督における当局および金融機関双方の対話を通じて、業界全体としてのリスク管理の高度化が図られてきたといえる。

一方で、バーゼルⅡの狙いが等しく理解され、実際に内部管理の高度化につながってきたかについては、国ごとや銀行ごと、またリスクカテゴリーごとにも異なることから、一概には評価できない。実際に、欧州の一部の国においては、内部モデルの承認や、その後の当局によるフォローアップが必ずしも十分に行われてこなかったケースもある。

こうしたさまざまな評価があるものの、一般の提案が最終化された場合、金融機関は、より規制対応に軸足をおいた対応を行う可能性が高く、結果として金融機関の経営陣が自主的な内部管理の改善に向けた投資やリソース配分を行うインセンティブを減退させ、金融業界全体のリスク管理の高度化に向けた動きを停滞させる可能性があるのではないかと考えられる。

経営陣による意思決定の複雑化を招く

金融機関の経営陣は、自己資本比率規制をはじめとしたさまざまな規制上の制約条件をふま

えて経営を行う必要がある。バーゼルⅡ以前は、規制面においては基本的に自己資本比率を意識した経営を行っていたればよかったが、バーゼルⅢの導入や、その後の金融規制強化により、これまでと比較して多様な、なかには相矛盾する制約条件のもとで経営判断を行うことが求められてきている。

こうしたなか、一般の提案をふまえれば、自己資本とリスクの関係について、規制上は内部モデルの適用が一部にしか認められなくなる。一方で、内部管理においては通常、金融機関は規制資本の概念とは異なる経済資本の配賦を通じてリスク管理を行っているほか、部門別のリスク対比の収益管理を行っている。

これまでも、規制資本と経済資本の計測方法は必ずしも一致はしてこなかったものの、規制資本における計算上の内部モデルの適用範囲が狭まることにより、内部管理上の経済資本との乖離が拡大することが予想される。これにより、経営陣は、一方で規制資本をふまえたリス

クの状況を把握しつつ、もう一方では経済資本をふまえたリスクテイクと、リスクガバナンスの整備が求められ、結果として、収益管理やリスク管理を含め、さまざまな経営判断をよりむずかしくさせ、場合によっては誤った意思決定を行うケースが生じる可能性が出てくると考えられる。

実効的な監督がより困難に

バーゼルⅡにおけるユーステストの考え方は、金融機関自身の内部管理の高度化のインセンティブ付けのみならず、これにより監督当局が、より実効的な監督を行うことを可能にしたという側面もあったといえる。

前述のとおり、銀行は、規制上の取扱いと内部管理上の取扱いの両者を並行させることによりリスク管理を行っているが、監督当局にとっては、両者がバラバラなものであればあるほど、両方の管理態勢の適切性・実効性をそれぞれ検証する必要があること、監督上の負担が重くなる。したがって、今般

の提案内容により、規制資本上の対応と内部管理上の対応の乖離が広がることは、監督当局にとっても必ずしも望ましいとはいえない。

また、すでに最終化されているマーケットリスクの内部モデルについては、一般の見直しにより、トレーディングデスクごとにモデルの適用の可否を監督当局が判断することが求められるため、金融機関側の負担のみならず、審査・承認を行う当局側の負担も増すことが予想される。

同時に、より細かい単位で、これまで以上に厳格な基準に基づきモデルの適用の是非を当局が判断することは、今後、かりに金融機関の内部モデルに端を発する問題が顕在化した際に、承認した当局側の責任がより問われることにもなると考えられる。

金融危機後の自己資本比率の意義

バーゼル委は、国際的に活動する金融機関を対象に、リスク感応度、簡素さ、比較可能性の

フランスのとれた規制の枠組みの構築を目指しているものの、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）から中小金融機関までを対象に、うまくフランスのとれた規制を策定することは非常に困難といえる。

そうしたなか、システム上重要な銀行（SIB）に対しては、これまでの自己資本比率規制およびバーゼルⅢで新しく導入されたレバレッジ規制、流動性規制に加えて、リスクアベタイトフレームワーク（RAF）の構築、リカバリー・レゾリューションプラン（RRP）の策定、米欧で実施されている共通シナリオに基づくマクロストレステスト、破綻処理法制度の整備など、金融危機の教訓をふまえ、さまざまな新しい規制・監督の枠組みが導入されている。

こうしたさまざまな枠組みにおいて、自己資本比率は金融機関の健全性を測る指標として、平常時から危機時および破綻処理時に至る健全性の各ステージにおいて共通して使用されている。そのため、当局および金融機関の双方にとって、規制資本

がもつ意義は、金融危機前と比較して大きく増してきているといえる。

たとえば、アメリカにおいて導入されているCCARと呼ばれる当局が定めた共通シナリオに基づくストレステストにおいては、ストレステストの結果、規制資本が十分でない認められた金融機関が資本計画の見直しを求められるなど、規制資本の十分性が、金融機関のさまざまな戦略や計画に大きな影響を与えることとなっている。

そうしたなかで、規制資本の計算上、一律の手法を適用するあるいは大きな制約を課した内部モデルを適用してしまうと、複雑かつ多様なリスクプロファイルを有するSIBのリスクを的確に捕捉することができなくなる。結果として、監督当局および金融機関の経営陣の双方にとって、規制資本を用いた健全性の把握を、より困難にさせかねないおそれがあると考えられる。

マクロブルーデンスの視点からも共通手法には疑問

金融危機後、SIBに対する新しい規制・監督の枠組みが導入されてきた大きな目的の一つは、システミック・リスクの抑制を図るためのマクロブルーデンスの強化である。これは、個々の金融機関の健全性を維持するマクロブルーデンスの視点のみならず、金融機関間の相互連関や、景気循環に伴う大きなサイクルのなかでの金融システムのリスクを適切に評価し、次なるシステミック・リスクの顕在化を抑制することを目的とした枠組みである。

マクロブルーデンスは、ミクロブルーデンスが実効的に機能していることが前提となる。したがって、規制資本の計算上、個々の金融機関のリスクプロファイルを正確に反映できないリスク計測手法を適用することは、ミクロブルーデンス上の問題となり、結果として、実効的なマクロブルーデンスにつながらない危険性ははらんでいるといえる。

また、一律に同じ手法やモデルの使用を金融機関に課すことは、各金融機関が当該手法や当

該モデルに内在する弱点や限界を共有することになる。したがって、こうした手法の採用は、平常時に各金融機関のリスクプロファイルを適切に評価することを困難にさせるのみならず、危機が生じた際に、各金融機関を同じようなリスクにさらすこととなり、結果としてシステミック・リスクの顕在化につながっていくおそれがあるともいえる。

内部モデルに向き合うべき姿

バーゼルⅠおよびバーゼルⅡにより導入された規制資本計算上の内部モデルには、バーゼル委が公表した調査結果のなかで指摘されているような多くの課題があることは事実である。一方で、いったんバーゼルⅡで目指した方向性を大きく転換することは、リスク管理の高度化に向けた金融機関による自主的な取り組みを阻害するおそれがあるほか、当局による監督実務上の負担の増加にもつながる可能性がある。

また、一律に同じ手法に基づ

くリスク計測を求めることは、個々に異なるリスクプロファイルを有する金融機関、とくにSIBのリスクが適切に捕捉できず、結果として当局がその実態を把握することをより困難にさせるおそれもある。規制資本を用いたマイクロプルーデンスが実効的に機能しなければ、マクロプルーデンスが実効的に機能することも期待できない。

リスク計測に用いる内部モデルに正解はない。今後、リスク計測技術がいかに発展したとしても、リスクを完璧に捕捉できるモデルが開発される可能性はきわめて低く、各モデルには多かれ少なかれ、弱点や限界はどのような生じてしまう。

こうした課題があるがゆえに、規制資本の計算にあたり内部モデルの使用を認めない、あるいは大きな制約を課すのではなく、内部モデルの使用に伴うさまざまなプラスの面をあらためて評価したうえで、検査・監督を通じた当局および金融機関の双方の対話によって、実務上の多様な課題に対処していくことがあるべき姿ではないだろうか。

こうした取組みこそが、個々の金融機関の健全性維持に向けたマイクロプルーデンスのみならず、先の金融危機における最も大きな教訓の一つである、システミック・リスクの抑制に向けた実効的なマクロプルーデンスにつながる道だと考える。

(本稿は執筆者の個人的見解であり、PWC総合研究所の公式見解を表わすものではない。)

きたの あつし

京都大学経済学部卒・同大学院経済学研究科修士課程（ファイナンス工学講座）修了。03年に金融庁に入庁後、08年から総務企画局国際室にてトレーディング勘定部会、リスク管理モデル化部会を含むバーゼル委の部会メンバーとして、バーゼル2・5、バーゼルⅢの策定に従事。10年から監督局にて国際統一基準行向けのバーゼルⅢの国内実施や国内基準行向け自己資本比率規制の策定を担当。15年から現職。